

横浜市立荏田南小学校 P T A 会則

第一章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、横浜市立荏田南小学校 P T A と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、荏田南小学校に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における児童及び青少年の健全な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 (方針)

本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、他の機関や団体からの支配または干渉を受けることなく、自主・独立的に運営する。
ただし、本会と目的を同じくする機関や団体と協力することを排除するものではない。
- (2) 本会は、学校運営への支援は行うが、その運営や人事には干渉しないものとする。
- (3) 特定の政党及び宗教に関与しないものとし、また、営利を目的とする活動は行わないものとする。

第二章 会 員

第 5 条 (会員)

- 1 本会の会員は、荏田南小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。
- 2 本会の会員は、都筑区・横浜市 P T A 連絡協議会、並びに公益社団法人日本 P T A 全国協議会の会員となる。

第 6 条 (会費)

本会の会費は、1 世帯月額 2 5 0 円とする。

第三章 総 会

第 7 条 (最高決議機関)

- 1 総会は、本会の最高議決機関として、予算及び決算、活動計画、役員並びに学年委員会・広報委員会・校外委員会のリーダーの選任及び解任、会則の改正その他重要事項について審議し決定する。
- 2 総会は、本会の会員をもって構成する。

第8条（定時総会）

定時総会は、5月と3月の年2回開催する。

第9条（臨時総会）

- 1 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 2 会長は、会員の3分の1以上が会議の目的事項を示して臨時総会の開催を請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

第10条（招集）

総会は、会長が招集し、7日前までに日時及び場所並びに目的たる事項を会員に通知しなければならない。

第11条（定足数）

総会の定足数は、委任状を含めて会員の3分の1とする。

第12条（議長）

総会の議長は、総会の決議により出席した会員の中から選出するものとする。

第13条（決議の方法及び議長）

- 1 総会の決議は、次項に定めるもののほか、出席者の過半数の賛成をもって行い、賛否同数の場合は議長が決定する。
- 2 総会において次の決議をする場合、出席者の3分の2以上の賛成をもって行うものとする。
 - (1) 本会則の改正
 - (2) 役員解任

第四章 役員

第14条（役員）

- 1 本会は、次の役員を置く。（運営委員を役員に改名）
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 書記
 - (4) 会計
 - (5) 会計監事
 - (6) 顧問

2 会長・副会長は、保護者会員より選任する者とし、書記・会計・会計監事は、保護者会員ならびに教職員会員より選任するものとする。

顧問は、教職員会員を代表し、校長が選定されるものとする。会計は副校長より、書記は教務主任より選任するものとする。

第15条（任期）

役員の任期は、選出の日から、その年度末までとし、再任を妨げない。但し、同一役職については、3選までとする。

第五章 代表委員

第16条（代表委員）

1 本会は、次の代表委員を置く。

- ・ 学年委員リーダー 2名
- ・ 広報委員リーダー 2名
- ・ 校外委員リーダー 2名
- ・ 特別委員リーダー 2名

2 各委員リーダーは、保護者会員より選任する者とする。

第17条（任期）

代表委員の任期は、選出の日から、その年度末までとし、再任を妨げない。但し、同一役職については、3選までとする。

第六章 委員会

第18条（委員会）

1 本会は、次の委員会を置く。

- ・ 代表委員会
- ・ 学年委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 校外委員会

2 本会は、総会または代表委員会で必要と認めた場合、特別委員会を設置することができる。

3 学年委員会・広報委員会・校外委員会・特別委員会は、リーダーを各2名置くものとする。

第19条（代表委員会）

1 代表委員会は、役員及び学年委員会・広報委員会・校外委員会・特別委員会のリーダーで構成し、各種活動計画及び総会に提案する議案を審議する。

- 2 代表委員会の議長は会長とする。
- 3 代表委員会の決議は出席者の過半数の賛成をもって行い、賛否同数の場合は議長が決定する。

第20条（学年委員会）

- 1 学年委員会は、全学年より学級数×1～2名程度の委員を選出して構成する。
加えて代表委員会の決定によりクラス数の最も多い学年と人数を合わせることができる。
- 2 学年委員会は、学校行事及びP T A活動が円滑に行われるため、学級担任と協力して連絡調整を行う。

第21条（広報委員会）

- 1 広報委員会は、全学年より各学年につき2～3名程度の委員を選出して構成する。
加えて代表委員会の決定によりクラス数の最も多い学年と人数を合わせることができる。
- 2 広報委員会は、P T A活動の会員への周知を図る活動をする。

第22条（校外委員会）

- 1 校外委員会は、全学年より各学年につき1～2名程度の委員を選出して構成する。
- 2 校外委員会は、児童の安全の確保のため、学校及び行政・地域等と協力し、地区及び校外生活の指導をする。

第七章 会 計

第23条（会計）

- 1 本会の運営費は、会員からの会費および寄付金によって支弁されるものとする。
- 2 本会の資産は、第3条の目的以外のために支出または使用してはならない。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第八章 雑 則

第25条（個人情報の保護）

- 1 本会の会員は、本会の事務及び活動の上で知り得た会員および本校在学児童の個人情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、本会を退会した後も、同一の義務を負うものとする。
- 2 個人情報の取り扱いについては、都筑区P T A連絡協議会 個人情報取り扱い方針に準ずることとする。

第26条（情報の公開）

本会は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況および運営内容、財務資料等の情報を積極的に公開するものとする。

第九章 附 則

第26条（細則等）

本会の運営のために必要な細則は、代表委員会により別に定めることができるものとする。

第27条（施行期日）

この会則は平成27年6月1日より施行するものとし、その施行と同時に、昭和59年4月1日に制定された横浜市立荏田南小学校PTA規約は廃止するものとする。

令和元年5月10日一部改定する。

令和3年3月7日一部改定する。

* 本会則は学校のホームページにも掲載しています